

協同組合通信

皆様、日ごろより当組合の運営にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

協同組合は組合員の皆様のお役に立てるような活動をしていきたいと考えております。今後とも、ご指導ご支援の程、よろしくお願ひいたします。

1・本籍地確認につきまして

(公社)全日本鍼灸マッサージ師会より、以下のご依頼が届いております。「全鍼師会で管理しています会員管理情報に多くの不備・登録漏れがあり、このたび全会員の登録情報を整理させていただきますので、ご協力賜りますよう、何とぞ宜しくお願ひ申し上げます。」

【主旨】

無資格問題等で平成 24 年 8 月 2 日に国民生活センターが「手技による医業類似行為の危害」と題し、報道発表資料を発売しました。この問題は、マッサージ師のみならず鍼灸師にも係わる問題であり、その為に厚生労働省が示した「無資格者との差別化方策の方向性」について、厚生労働省医政局医事課、あはき師等推進協議会及び東洋療法研修試験財団の三者で平成 25 年 4 月 3 日より定期協議を重ねて参りました。

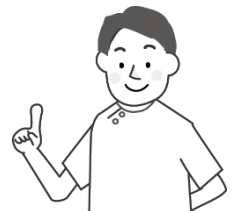
このたび三者の総意を得て、国民に安全で安心な鍼灸マッサージを提供するために『① 厚生労働大臣免許を有する者である旨を広告・掲示する。② 施術所内に免許証の内容を記載した書面を掲示する。③ 施術者が国家免許所持者である旨を記載したネームプレートを着用する。』この事業を三者で実施いたします。

事業推進は、無資格問題のみならず保険問題等を含め業権擁護の第一歩と捉えています。その為にも先ずは、会員管理情報を整理する必要がありますので、県師会にて、全鍼師会で把握している会員個々の登録情報(H27.1.20.現在)の記載内容等に間違いがないか、また記載漏れがないか等々、ご確認ください。

要約しますと、国(厚生労働省)が国家免許を認めるネームプレート(免許カード)を発行するので、本籍地を確認させて欲しい、ということです。

現在、厚生労働省とあはき推進協(7 団体)、試験財団の三者で発行に向けた作業を進めているところです。これは平成 24 年に国民生活センターが発表した「手技による医業類似行為の危害」を受け、厚生労働省が示した「無資格者との差別化方策の方向性」にむけた活動の一つです。この事業は、無資格問題のみならず保険問題等を含め業権擁護の第一歩と捉えております。

つきましては、免許証のコピーを事務局に FAX(043-301-3499)してください(メール、郵送も可)。お手数をおかけしますが、皆さまのご理解ご協力、よろしくお願ひいたします。





2・振込手数料について

前回発行の『協同組合通信』でも、「千葉銀行稲毛東口支店」への口座開設・変更の願いをさせていただきました。ご協力いただき、ありがとうございます。

先月2月分の医療費決定通知書にも案内を同封させていただきましたが、療養費保険請求・歯科医師国保利用券における決定金額振込の手数料が変更になります。

【平成27年4月振込分(4月15日振込分)より施術者負担となります】

千葉銀行稲毛東口支店に口座をお持ちの方は、今までどおり手数料無料のままです。お近くの千葉銀行窓口で口座開設することが出来ます。この件について詳しく相談をされたいかたは、事務局までご連絡ください。

3・口頭同意日について

口頭同意(再同意)は、患者様か鍼灸マッサージ師が同意医師に同意を得てください。またその際、書類が残りませんので、日付を確実に記録しておく必要があります。

口頭同意(再同意)については、同意有効期間の継続のため、同意有効期間満了月の16日から同意有効期間満了月の末日までに得ることをお勧めします。

※例※ 3月10日が同意年月日の場合、5月16日～5月31日までに口頭同意(再同意)を得る
3月18日が同意年月日の場合、6月16日～6月30日までに口頭同意(再同意)を得る

同意医師に保険者が確認を取り、口頭同意を取っていない事実が判明し返戻になったケースもあります。

これからも正確な口頭同意日の記入、申請をお願いいたします。



4・県議会(無資格者によるあん摩・マッサージ・指圧等について)

平成27年2月定例会(2月19日)本会議代表質問で、無資格者による施術の危険が取り上げられております。国民生活センターに寄せられている健康相談をもとに、「無資格者による医業類似行為について県はどのように対応しているのか?」「県民が施術所の法的資格の有無を容易に見分けるため県はどのようなことをしているのか?」といった質問が行われました。県議会の質疑の様子は、こちら URL でご覧になれます(http://www.gikai.pref.chiba.lg.jp/?tpl=play_vod&inquiry_id=1199)
質問は21:30頃から、副知事からの回答は58:20頃からとなっております。是非、ご覧ください。
協同組合としましても国会議員、地方議会議員などに現状の報告や問題提起なども継続して行っており、関連する政治連盟の活動にもご理解ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

5・廃棄事業について

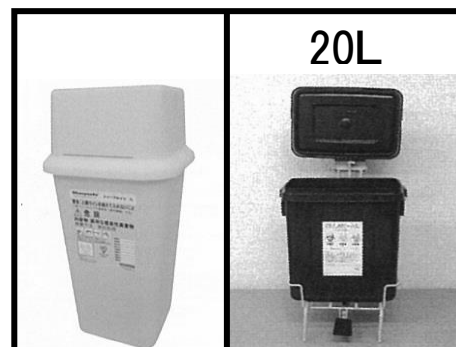
鍼治療をおこなう施術者の皆様には、医療産業廃棄物の処理を適切に行っていただきますようお願いいたします。最低でも年に1回以上の回収をしていただき、行政への報告もするようにいたしましょう。

【廃棄事業の流れ】

- ① 申込み用紙を組合事務局へFAXし、費用を払込
- ② 組合事務局にて申込みを受け付け 廃棄物業者に連絡
- ③ 廃棄物業者が治療院へ契約書、容器を持って行く
- ④ 一年以内は回収依頼を組合事務局に連絡、約一年で回収
- ⑤ 廃棄物業者より、廃棄証明書の発行送付

7L:2,000円 20L:2,400円 《4月より、別途消費税8%が必要となります》

詳しくは事務局までお問合せください。



6・集団扱い保険について

富士火災の「集団扱い保険」の案内を同封しております。

個人向け商品には「自動車保険」「火災保険」「傷害保険」「医療保険」などもそろっており、企業・店舗向けの保険商品も揃っております。集団扱いの契約となっておりますので、保険料もお得になっております。是非、ご検討ください。

●代表理事よりのお願い

皆様には日ごろより組合運営にご協力をいただきまして感謝申し上げます。お忙しいところ電話や訪問にて組合員の皆様にお時間をいただくことになると思います。

私も、工作中的の電話や訪問はわずらわしさを感じてしまっていますが、私たち鍼灸マッサージ師理事が日ごろより情報として不足しがちな「保険」を皆様に理解をして安心して仕事をしていただける物をご提供したく行っている事業となります。

少しのお時間をいただけますようご理解をお願いしたいと思います。営業等の電話の際には「千葉県鍼灸マッサージ協同組合の集団保険ですか」とご確認ください。事務局にお話を聞きたい、この時間に連絡がほしいなどありましたらご連絡をお願いします。

7・鍼灸マッサージ祭り福引券販売

昨年、大変好評でした、「鍼灸マッサージ祭り福引券」。今年も販売いたします。

患者様や業務でお付き合いのある方に日頃の感謝を伝えるツールの一つとして。また、他院との差別化、顧客満足度向上のために、是非ご利用ください(注意:往療施術(訪問マッサージ・鍼灸)をしている患者様やご家族への配布は出来ません)。詳細は改めてご案内いたします。

 <p>国家免許施術所 あん摩マッサージ指圧 はり・きゆうの施術は 国家免許取得者のみが おこなうことができます 公益社団法人千葉県鍼灸マッサージ師会 千葉県鍼灸マッサージ協同組合 このプレートは2018年10月現在 043-290-7538</p>	施術所プレート 縦 35cm×横 50cm 1枚 4980円	枚
	施術所ステッカー 縦 25cm×横 35cm 1枚 2980円	
	訪問マッサージパンフレット A4 三つ折り 100枚 1000円	枚
	訪問鍼灸パンフレット A4 三つ折り 100枚 1000円	
	チーバ君入り 名刺 各デザイン 100枚 1800円	枚
	チーバ君入り名刺点字入り 各デザイン 100枚 3200円	
 <p>←デザイン① デザイン②→ ←デザイン③</p>	4枚複写送付書 1冊 1200円 2枚複写同意書 1冊 1200円	
自賠償保険申請書作成代行	1か月 1000円	詳しくはお電話・メールにて
療養費申請書作成代行	請求金額の10%	詳しくはお電話・メールにて
氏名	治療院名	
住所	電話番号	

《4月より、別途消費税8%が必要となります》

協同組合は、理事、事務局一体となって、組合員の皆様の支えとなれるよう活動しております。しかしまだ不十分な点、「こういうものがあると仕事に便利」や「こんな活動をして欲しい」などございましたら、遠慮なく事務局までご連絡、ご相談ください。今後とも、よろしく願いいたします。

【千葉県鍼灸マッサージ協同組合 事務局】

電話:043-301-3489 FAX:043-301-3499 メール: todoroki7538@smile.ocn.ne.jp